

交通安全教育指導員に関する訓令

発出年月日：平成9年3月31日
文書番号：沖縄県警察本部訓令6
公表範囲：全文(様式等省略)

改正 前略…平成19年3月 訓令8

(趣旨)

第1条 この訓令は、交通安全教育指導員（以下「指導員」という。）の任免、職務、勤務時間等について必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員として警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

2 指導員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(辞職等)

第3条 指導員は、任期の中途において辞職しようとする場合は、辞職願いを提出し、本部長の承認を受けなければならない。

2 本部長は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 指導員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (4) その他指導員として必要な適格性を欠く場合

(配置及び職務)

第4条 指導員は、交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）及び交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）に配置するものとする。

2 指導員は、交通企画課長又は交通指導課長（以下「課長等」という。）の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 高齢者、幼児、運転者等に対する交通安全教育活動に関すること。
- (2) 暴走族構成員に対する安全指導に関すること。
- (3) 暴走族の保護者又は暴走族が所属する学校、職場の関係者等に対する指導又は助言に関すること。
- (4) 街頭指導活動又は暴走族の街頭補導活動に関すること。
- (5) 交通に係る各種相談に関すること。
- (6) その他課長等が命じた事項

(勤務日、勤務時間等)

第5条 指導員の勤務日、勤務時間及び休憩時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日 1週間につき5日以内

(2) 勤務時間 1週間につき30時間以内

(3) 休憩時間 1日の勤務時間が6時間を超える場合は1時間とする。

- 2 署長等は、特に必要がある場合においては、4週を平均し1週間の勤務日が5日を超えず、かつ、1週間の勤務時間が30時間を超えない範囲内で、特定の週において5日を超え、又は30時間を超えて勤務させることができる。

(勤務計画)

第6条 署長等は、毎月25日までに交通安全教育指導員勤務計画表（様式第1号）を策定し、指導員に翌月の勤務日等を示すものとする。

- 2 指導員は、前項の勤務計画に従って勤務しなければならない。

- 3 署長等は、特別の事情により必要があると認められる場合においては、第1項の勤務計画を変更することができる。

(勤務日誌)

第7条 指導員は、勤務日の勤務事項を勤務日誌（様式第2号）に記載し、交通安全教育又は暴走族構成員に対する安全指導その他報告すべきと認められる活動を実施した場合は、交通安全教育等実施結果報告書（様式第3号）を添えて翌日までに課長等に報告しなければならない。

(服装等)

第8条 指導員は、交通安全教育指導員用上着（様式第4号）を着用するなど、職務にふさわしい服装で勤務するものとし、交通安全教育指導等警察本部庁舎外で活動する場合は、上衣左腕に交通腕章を着装するものとする。ただし、課長等が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 指導員は、勤務中、交通安全教育指導員証（様式第5号）を携帯し、関係者から正当な理由により提示要求があった場合には、これを提示しなければならない。

- 3 課長等は、指導員が辞職、解任等によりその身分を失ったときは、速やかに当該指導員の交通安全教育指導員用上着及び交通安全教育指導員証を回収し、本部長に返納しなければならない。

- 4 課長等は、交通安全教育指導員証台帳（様式第6号）を備え付け、交通安全教育指導員証の交付及び返納の状況を明らかにしておくものとする。

(指導員の心構え)

第9条 指導員は、次に掲げる心構えをもって職務に当たらなければならない。

(1) 言語態度は公正かつ親切を旨とし、思いやりと礼節をもって当たること。

(2) 服装を清潔、端正にし、品位の保持に努めること。

(3) 職務の遂行に当たっては、その範囲を逸脱しないよう慎重かつ適切に行うこと。

(4) 警察職員及び他の指導員との融和協調を保持し、緊密な連携のもとに効率的に職務を行うこと。

(5) 受傷事故防止に配慮すること。

(効率的運用及び指導教養)

第10条 課長等は、指導員の活動実態を適切に把握し、指導員を効率的に運用しなければならない。

- 2 課長等は、指導員に対し、次に掲げる事項を適宜指導教養し、その徹底を図らなければ

ばならない。

- (1) 指導員の職務
- (2) 交通安全教育、暴走族構成員等に対する安全指導等の技術の向上
- (3) 指導員の各種事故防止
- (4) その他課長等が必要と認めた事項
(報酬及び旅費)

第11条 指導員に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第11号）に定めるところによる。

(災害補償)

第12条 指導員が任務遂行に関して災害を受けた場合における補償は、沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）に定めるところによる。

(報告)

第13条 課長等は、指導員の月間の活動状況を、翌月の5日までに、交通安全教育指導員活動状況報告（様式第7号）により本部長に報告するものとする。

- 2 課長等は、指導員の活動に伴う紛議及び受傷事故の発生、効果的な活動事例等について認知したときは、速やかにその内容を本部長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月3日訓令第6号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月3日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式は省略